年金あらかると Q&A ⑤

Q 私は以前、病気のためにどうしても保険料を納められず、免除を受けていた期間があります。その期間の保険料をあとで納付できると聞いたのですが。

A 免除されていた保険料の全部または一部を、十年前まで逆上って納付(追納)できます。

免除のままだと 年金額は1/3

保険料の免除には「法定免除」「申請免除」の二つがあって、過去に免除を受けた期間があると、その間の老齢基礎年金額は保険料を納付した場合の三分の一になります（※万一のときに受ける障害年金や遺族年金については減額されません）。

そこで、将来、より有利に年金を受けられるように、免除期間分の保険料をあとで納められる「追納」制度があるわけです。

法定免除	障害(基礎)年金の受給者や生活保護法の生活扶助を受けている人は、届け出することで免除されます。
申請免除	所得が少ない人や病気・けが等で経済的に納付困難な人や特別な理由がある人は、届け出て認められると免除されます。

違います！ 免除と未納

国民年金の保険料は、二十歳から六十歳まで納めなければなりません。いわば四十年間のマラソンです。途中で息切れしたりすることがあるかもしれません。でもその時、免除という給水を受けるのと未納のまま勝手に休んでしまうのとでは大違いです。免除なら三分の一になるとはいえ追納も可能で、年金を受けるときの資格期間に数えられますが、未納にしておくと減額になるほか、必要な期間を満たせなくなる場合もでてきます。

免除申請をして認められると、申請があった月の前月分から免除されます。どうしても納付できない場合は、市民課年金係へ一度ご相談ください。

追納は過去十年間のものに限られ、納付の際は先に経過した月の分、つまり古い分から順に納めるようになっています。保険料は、昭和六十一年四月以降の分については当時の額に一定額が加算されますが、六十一年三月までの分について、また免除を受けた翌々年度以内（例・二年四月分を四年度中）に追納する場合には加算されません。

四年度中に追納する際の納付月額は、右側の一覧表のとおりになっています。

平成４年度中に納付する月額

免除期間	追納額
57年度	5,220円
58年度	5,830
59年度	6,220
60年度	6,740
61年度	8,800
62年度	8,690
63年度	8,570
元年度	8,440
2年度	8,400
3年度	9,000

ちびっこギャラリー おとうさん

釈迦内保育園

渡部誠也くん
ドラエもんのビデオをかりてくれるんだ。

畠山大輔くん
トンボとりにいってオニヤンマつかまえたの。

日景俊春くん
いっしょにはなびをしてくれるんだよ。

クイズ 広報おおだてがヒント

▽**問題**
①職能短大に設置される学科の中で、東北初のものはいくつ？
②9月10日は何デー？
③救急フェアは何月何日に開催される？
④花岡地区と矢立地区の郵便番号が9月7日から変わります。新しい郵便番号は？
⑤国民年金保険料、追納は何年前のものまでできる？

▽**応募方法**
ハガキに住所、氏名、年齢、性別、答え（例①――②――）を書いてご応募ください。

▽**締め切り**
9月10日(木) 当日消印有効

▽**応募先**
〒017 大館市字中城20番地
広報おおだてクイズ係

※全問正解者の中から、抽選で5人にオリジナルテレホンカードを贈ります。

▽**8月1日号の答え**
①6 ②第2土曜日 ③「ドライバー 心はいつも 初心者で」 ④9月6日

▽**8月1日号の当選者**
。近藤歩美さん（赤館）
。佐藤保子さん（上代野）
。富沢麻利子さん（本宮）
。浅野計一郎さん（池内）
。畑沢貴美子さん（隼人町）

※応募総数50、全問正解者48人